

「技能職員の労働安全衛生等について」
(市従港湾支部 本交渉議事録)

日時：令和4年10月24日（月） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

(大阪港湾局)

局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

(大阪市従業員労働組合港湾支部) ※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、調査部長、組織部長、福祉対策部長、組織担当部長、調査担当部長

(局)

- ・ ただいまから、「技能職員の労働安全衛生等について」の交渉申し入れとして、10月7日（金）にお受けしておりました、現業統一闘争に関する要求書のうち、交渉事項に該当する項目につきまして回答させていただきます。

(局)

- ・ 交渉を始めるにあたり、まず先日台風14号にかかる休日勤務の取り扱いについて、回答させていただきます。災害時の休日出勤における勤怠の取り扱いについて、令和元年10月に当時の人事室から示された「災害対応における基本的な考え方」に基づき、対応について一定の予測ができる場合として、これまでは全て振替休日による対応としてきたところです。
- ・ 今回の先月19日の台風14号については、台風の進行予測が想定できず休日勤務の時間が見込めないことからこの基本的な考え方の「ただし書き」を適用し、超過勤務での対応を基本としたところです。基本的には、一定の予測ができる場合の業務は、通常の勤務時間中においてあらかじめ実施できると考えており、また一定の予測ができない場合の災害時業務は今後も突発的な対応として休日勤務が生じるものと考えております。さらに、昨今の災害は台風以外にもゲリラ豪雨や土砂災害など季節を問わず想定外の災害が起こるなど全く予測の立たない近年の状況も踏まえ、今回、局としての取り扱いを変更したのですが、今後もその災害の規模や進路等を考慮し、令和元年10月に当時の人事室から示された「災害対応における基本的な考え方」に基づき、適切に取り扱いたいと考えておりますので、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

(市従)

- ・ 災害時の休日出勤における取り扱いについて、これまでの経過と今後の取り扱いについて示されたが、こちらの認識を示しておく。「休日の振替」とは、あらかじめ他の勤務日

を休日に振り替える制度である。元ある休日が勤務日になり、元ある勤務日が休日になる制度である。休日に勤務し、その後に勤務時間に応じて休日に振り替える制度ではない。これは代休制度であり月 60 時間を超える時間外勤務をした場合に時間外勤務代休制度はあるが現在ではあり得ない。台風による対策業務について、気象情報等により一定予測できる場合の対策は通常業務の工程等を変更し台風対策を優先して勤務時間内に対策業務を行っている。残る対策業務は、台風の進路、速度、暴風域や気圧、潮位等のその時々状況に応じて行う対策業務であると認識している。休日や時間内外は関係なく行わなければならない対策業務である。また、緊急対応で休日に急遽呼び出された場合、例えば道路陥没や交通事故による施設破損、施設の水漏れなどの対応についても、あらかじめ特定できない突発的な対応だと認識している。こちらの認識に対して、現時点での局の認識を示されたい。

(局)

- ・ 緊急対応、災害時以外の対応についてもこちらとしても同様の認識です。

(市従)

- ・ こちらの認識と同様であると示されたが、そのうえでこの間、大阪港湾局において休日に勤務した際、勤務時間に応じて休日の振替を行うよう運用されてきたと認識している。地震や台風等の対応をするため、休日に勤務した際も同様に休日の振替をするように指示を受けてきた。
- ・ 時間外労働、休日勤務などの勤務労働条件をその時々事象や状況により、どのようにあてはまり、どう取り扱うかの判断が難しい場合もあるかもしれないが基本的な部分の考え方は変わるものではないはずである。基本的な考え方に則ったうえ、適切な取り扱いの判断を行う必要がある。

(局)

- ・ これまでは、すべての災害において一定の予測ができるとして振替休日による対応としてきたところですが、その災害の規模等により作業内容も変わるものと想定され、一定の予測ができないものもあるとの認識に立ち、今後はその災害状況も見極めながら対応したいと考え、今回、局としての取り扱いを変更したものです。
- ・ なお、この運用の変更にあたり、本来であれば事前に皆様へ示すべき事項でありましたが、事前説明がないまま各課へ周知をしたことは大変申し訳なかったと思っております。何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(市従)

- ・ 一年ほど前にこちらから災害対応における休日勤務における休日の振替の対応について指摘し、今回の取り扱いに至ったと思うが、過去にも特殊勤務手当が支給対象ではないとされ、こちらの指摘により支給対象となった経緯もある。2018 年の台風 21 号通過

直後の作業についての緊急対策業務等手当であるが、これ以降「勤務労働条件について一方的な判断はしないこと」と要求項目に入れて申し入れを行っている。

- ・ 本来、指摘を受けることなく適切な運用がされなければならないはずである。特殊な状況での取り扱いの判断は難しい場面もあることは理解できるが、だからこそ一方的な判断はせず、しっかりと状況を把握し慎重に判断すべきである。
- ・ 今後、他の事象も含めて、指摘に対しては真摯に受け止め、各所属、管理範囲も違えば行う業務も違うので、状況をしっかりと把握し、一方的に判断することなく、慎重に判断するよう求めておく。

(局)

- ・ 今後は他の事象も含め十分に状況を把握し、一方的に判断することなく、指摘があった場合は真摯に受け止め適切に判断してまいりたいと考えております。
- ・ また、職員の勤務労働条件などの諸課題について、皆様と協議のうえ誠意をもって対応したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(市従)

- ・ 時間外勤務、休日勤務や超過勤務は組合員の重要な勤務労働条件だ。改めて誠意をもって対応するよう求める。

(局)

- ・ それでは、労働安全衛生等についての項目について回答させていただきます。
- ・ 申し入れの5点目にありました65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境については、各課の安全衛生委員会等で出された意見等の職員の声を聴かせていただくなど、引き続き定年延長にかかる情報収集や実態の把握を適宜行うとともに、必要となる職員の安全衛生対策を講じたいと考えております。
- ・ また、地方公務員法において、60歳に達する年度の前年度に当該職員に対し情報提供をすることが義務付けられており、あわせて60歳の誕生日以後の勤務の意思を確認するよう努めることも規定されております。定年引上げ対象者への情報提供・意思確認については、令和4年10月6日付総務局からの依頼文に基づき、対象者に対して「60歳以降の職員に適用される各種制度」の資料提供を行うとともに対象者が制度内容、趣旨等を理解したうえで意思確認を行うことができるよう各課長に周知徹底をお願いしたところです。
- ・ しかし、資料のみでは理解できない部分や自身の認識が合っているか不安に思う方もいるかと思うので、改めて対象者の方へ周知する場を設けたいと考えております。その際の周知方法については総務局からの配布資料を活用し、対象者が疑問に思ったことを当局で集約のうえ総務局に確認し、確認した内容を対象者全員へ展開したいと考えております。
- ・ 定年引上げに関して、新たな課題が明らかになった場合には、誠実に協議したいと考え

ているのでよろしくお願いいたします。

- ・ 申し入れ6点目の新型コロナウイルスの感染防止対策に関して、3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気といった職員への注意喚起や意識啓発は引き続き行っていきたいと考えております。今年度、感染防止対策として会議室や打ち合わせスペースにパーテーションを追加設置しております。
- ・ このほか、今後新たな対応策を講じなければならない事案が生じた場合は、その時々状況に応じ、柔軟な対応を図っていくとともに、10月18日に大阪府のオミクロン株対応ワクチン職域接種申込の案内も差し上げたところですが、正確な情報収集および共有化を積極的に行うことで、職員、市民・利用者の安全確保を図っていききたいと考えておりますので引き続きよろしくお願いいたします。
- ・ 次に、7点目の労働安全衛生に関する事項ですが、所属・職場は、事業主として、職場における職員の安全と健康を確保する責務があり、職員が安心して職務に専念できるように職場の危険因子および健康障害を排除するなどの防止策を講じなければならないことは認識しております。労働安全衛生管理体制の充実・強化について大阪港湾局安全衛生委員会をはじめ各職場に安全衛生委員会を設置しており、各職場の安全衛生委員会の議事内容は局全体で情報共有できるように庁内ポータル大阪港湾局サイトに掲載しております。また、必要に応じて各職場の安全衛生担当の係長級などを集め、安全衛生担当者会議を開催し、局安全衛生委員会の議事内容の報告や、各現場との意見交換を行うことで、安全衛生に関するさらなる情報共有を図っております。また、庁内情報誌「HUMAN」に労働安全衛生についての記事を掲載し情報発信してまいります。このほか、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症予防をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習や各種ハラスメントに関する講習を実施しております。そのほか、機具機材・装備の購入に関しては、職員の高齢化を踏まえつつ、職場で安全に業務を行ううえで必要なものについては柔軟に対応したいと考えております。
- ・ このような取り組みを続け、また、その他さまざまな方策を継続して検討するとともに、所属長をはじめとする職員一人ひとりが安全に対する意識を向上することで、公務災害の発生防止に努めたいと考えております。リスクアセスメントについては、9月16日にリスクアセスメント講習会を実施しましたが、今後も各職場においてリスクアセスメントを継続的に実施していただき、その結果に基づくリスクの低減を図ることが重要と認識していることから、当担当としても各課の取り組みの総括等を局内で情報共有するなど労働災害の防止につなげたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、災害時の対応については、旧人事室が作成している「災害時における職員の健康管理マニュアル」や「災害対応における基本的な考え方(勤務条件関連等)」に基づき、事中事後で職員に労働災害や心身の不調が発生しないよう、勤務シフト等の設定には十分留意し規模に応じて柔軟に対応できるよう努めてまいります。長期間にわたって24時間体制が必要な場合の勤務時間の割り振り変更・勤務シフトの確立や、休日勤務等の勤務労働条件についての諸課題は、一方的な判断をすることなく「大阪市

労使関係に関する条例」に基づき、皆様方と誠実に交渉・協議してまいります。次に、8点目の業務を行うにあたり必要となる免許・資格等の取得・受講について、局と実態を把握している各職場で連携し、必要な免許の取得や講習の受講等について遺漏のないように対応したいと考えております。とりわけ、新規採用者について、本人の業務に対する習熟度や本人が在籍する班の構成等を総合的に勘案のうえ必要に応じて計画的かつ段階的に資格等の取得をさせていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。安全衛生教育の教材・機材について、必要なものについては各課と情報共有を行い柔軟に対応したいと考えております。

- 次に、9点目の被服制度について、永年にわたる創意工夫の積み重ねにより充実・改善されてきたものであり、事務事業の円滑な遂行を図るうえで重要な役割を果たすものと認識しております。これら被服の貸与について、総務局と市従本部との協議事項となりますが、局全体の共通課題が発生し局安全衛生委員会で検証した結果、特に安全性の確保を必要とする場合においては総務局へ働きかけを行っていききたいと考えております。また、当局独自の作業環境を考慮した保護具については、各職場における環境や業務内容等を精査のうえ、安全性に配慮するとともにより作業実態に即した保護具とする必要があるものと考えております。そのため、局安全衛生委員会の場を通じ各職場の業務内容毎での作業服・保護具の使用状況や、試用として新たに購入した作業服・保護具に関する情報の共有を図るとともに、さらなる安全作業の確保に向けた各職場間での活発な議論を継続的に実施したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。当局としては、労働安全衛生面にかかわる事項については、事業主の責務として職員の安全と健康の確保を最優先に取り組んでいくとともに、各職場と連携し職場実態に即した適切な運用に努めるべく、皆様方と真摯に協議していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(局)

- ただいまの回答に対しまして、質問等がございましたら、お願いいたします。

(市従)

- 質問をするにあたり、局の考え方を訊きたい。市民・利用者の要望に沿った港湾行政サービスの提供のため、また防災対策を含めた持続可能な港湾行政を展開するための業務執行体制の確立は、極めて重要であると認識している。業務執行体制の構築について、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼす可能性があると考えている。業務執行体制を構築するにあたり、局の考え方を明らかにされたい。

(局)

- 業務執行体制の構築については、職制自らの判断と責任において行う管理運営事項ではありますが、それに伴う職員の勤務労働条件については交渉事項となりますので、当局の考え方を示いたします。

- ・ 本市においては、厳しい財政状況のもと市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行っており、市政改革プランにおける「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざし、なかでも令和4年3月に策定した「市政改革プラン3.1」において柱の1つとして、効果的・効率的な行財政運営や官民連携の推進に取り組むこととしております。
- ・ しかしながら、直営と請負の単なるコスト比較のみならず、利用者の利便性や地域住民の安全安心のためには、緊急性や即応性が求められる業務もあることから平成31年3月に局で定めた「直営事業の将来体制（案）」を基に、民間事業者の受入体制や業務遂行能力を考慮しつつ、引き続き局運営方針や大阪みなとビジョンの方向性も見据えながら各課の作業チームで検証を行い、真に必要となる将来体制を確立していきたいと考えております。

（市従）

- ・ 業務執行体制の考え方が示されたが、私たちの取り巻く状況も踏まえてこちらの認識を示しておく。
- ・ この間、本部の団体交渉の中で市側は「職員が高齢化し、市民サービスの充実、組織の活性化、職員の士気向上、大規模災害時に市民の安心安全を確保するために果たすべき危機管理などに課題があることは認識している。市民サービスの低下をきたすことのないよう、必要に応じて、関係所属と連携を図り、さまざまな観点から検討し、より効果的な業務執行体制を構築していく」と示している。
- ・ また、10月13日の団体交渉で市側は「将来にわたって持続可能な業務執行体制の構築に向けて、最低限必要となる部門ごとの技能職員数を精査したうえで、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、早急に歪な年齢構成を是正するためにも採用の再開が必要と考えており、今後の採用について検討してまいりたい」と回答を示している。局においても課題は同様であると考えている。
- ・ 大阪港自然災害対策連絡会議では「技能職員の退職不補充に伴う職員減少の問題」があげられ、アクションプランの項目でも、技能職員の退職不補充に伴い、職員が減少しており、今後、直営による定期点検及び応急補修や簡易防潮設備設置が実施できなくなる可能性がある、と課題が示されている。
- ・ この間、支部としても、技術・技能・知識・経験の継承の必要性は訴えつづけ、新規採用の必要性も訴えつづけてきた。2年の限定ではあるが新規採用者が入り、改めて感じたのは、組合員の「技術・技能・知識・経験」の高さ、豊富さ、幅広さ、そして重要性である。また、継承していくことの難しさを痛感している。
- ・ また、この間、単年度ごとに業務執行体制が構築されている。効率化や委託化等の想定によって次年度の業務執行体制が構築されているが、その結果、想定通りであったかどうかの検証が行われておらず、しっかりとした検証が必要だと考えている。
- ・ 組合員は日夜、現場の最前線で業務にあたっており、市民・利用者サービスに直結するものばかりである。自然災害や感染症等の特殊災害も含めて、さまざまな非常事態に総

合的に対応できる体制の強化が必要であり、平時より機動性を活かした業務執行体制を構築すべきである。今後、想定すべき大規模災害など市民の命と暮らしを守る対策を講じ、そのための予算措置や技術・技能・知識・経験を継承するためにも新規採用を行い、人員確保を行うべきである。

- 大阪港においても、過去に災害が発生した際に組合員は一刻も早い市民の安全と快適な生活の確保や港湾行政サービスを提供するため、復旧作業と通常業務を平行して業務に邁進してきたところである。局として、これまでの組合員が果たしてきた責務や役割をしっかりと受け止め、市民・利用者サービスの充実と円滑な業務を遂行していくためにも、必要とされる港湾行政サービスが、十分に提供でき得る業務執行体制を構築するよう改めて強く求めておく。

(局)

- 業務執行体制の構築については、職制自らの判断と責任において行う管理運営事項がありますが、局としても、職員が高齢化し市民・利用者サービスの充実、組織の活性化、職員の士気向上、大規模災害時に市民の安心安全を確保するために果たすべき危機管理、技術の継承などに課題があることは認識しており、引き続き、状況把握に努め、必要に応じて関係所属と連携を図り、さまざまな観点から検討したいと考えております。
- 今後も、市民・利用者サービスの充実に向け、職員の勤務労働条件などの諸課題について、新たな課題が明らかになり協議事項が生じた場合には「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、誠実に協議したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(市従)

- 項目9の被服について、とりわけ新規採用者が4月1日に気持ちよくスタートできるよう体のサイズに合った新品を準備しておくよう求める。制度上、貸与されるまでの間は暫定的に局の予備の在庫を貸与し、不足する場合は各職場に問い合わせるなど対応をお願いする。

(局)

- 被服制度については総務局と市従本部との交渉事項ではありますが、4月1日に新規採用者に被服が必ず貸与できるように局の備蓄分で暫定的に補いそれでも不足が生じる場合は、各職場の在庫を確認させていただき、4月1日から気持ちよく仕事していただけるようにしていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

(市従)

- 安全衛生取り組み日程についてだが、高齢期職員の働き方をはじめ安全衛生全般に関する実態や要望の把握に努め、各現場との意見交換等、適確な時期に開催すること。また、各講習会等の年間スケジュールは安全衛生担当者会議で出されているが、開催通知がギリギリで受講者報告の期限もたいへん短い。移動手段の確保や現場の業務と人の

調整が大変厳しいので改善を求める。

(局)

- 先ほど回答したとおり、定年引き上げの対象者に対して説明の場を設けるほか各所属へのヒアリングや各課の安全衛生委員会等、意見交換等の場を必要に応じて適確な時期に開催し、それらの場に出された意見等の職員の声を聴かせていただくなど、引き続き実態や要望の把握に努めてまいりたいと考えております。
- また、各講習会等の開催通知から報告期限までが短かったことで調整に苦慮されたとのことでご迷惑をおかけしました。今後は適確な時期に通知できるよう努めていきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(市従)

- 項目8の安全衛生教育の教材・機材を充実についてだが、必要な時に必要な教材が準備できるよう総務局や他局の所有する教材の調査をお願いする。

(局)

- 総務局の教材については庁内ポータル掲載のものについて内容を確認しております。また、必要に応じて他局とも情報共有を行い柔軟に対応してまいりたいと思います。法律等の変更により内容が古くなっている教材があれば更新を働きかけていきますので、引き続き情報共有をお願いいたします。

(市従)

- 特殊健康診断について、10月現在、受診できていない状況だ。今後、実施時期が遅れるようであれば必ず事前に各職場に説明をすること。

(局)

- 特殊健康診断について、6月に入札不調となり再発注を行い8月に業者決定した。11月に1回目検診、2月に2回目の検診予定で委託業者と調整を進めている。今年度、入札不調により実施時期が変わっておりますが、今後そのような場合には各課への周知等を行い遺漏のないよう対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(市従)

- 定年引き上げに関して、職員の疑問や質問に対してはその都度、丁寧な対応を改めてお願いする。また、高齢期職員の働き方について、回答の中に「65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境については、情報収集や実態の把握を適宜行うとともに、必要となる職員の安全衛生対策を講じたいと考えている」とあった。今回の定年引き上げに関わる以前に、60歳以上の再任用職員は既に働いている。厚生労働省のホームペー

ジにはさまざまな高齢期職員の働き方に関するガイドラインやマニュアルが掲載されている。その中で「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」では「高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要」とあり、事業者に求められる取り組みがあげられ「職場環境の改善」や「高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応」などが記載されている。ハード面の対策として「身体機能の低下を補う設備・装置の導入」、高齢者でも安全に働き続けることができるよう「施設、設備、装置等の改善を検討」や「動力化」とも書かれている。電動や油圧など動力化の対策を講じるようお願いする。また、ソフト面での対策も必要であり、65歳まで安心して働き続けられるよう、働き方に関する諸課題は協議を行うよう求めておく。

- ・ 新型コロナウイルス感染症について、6月の団体交渉時にこちらから所属間で対応の違いがあるように感じているとの指摘に各所属に聞き取りを行うとして、結果、所属によって対応の違いはなかったと報告を受けたが、濃厚接触者の待機期間の見直しや医療機関のひっ迫時の対応の変更など国や府の方針は変わることがあるので、引き続き情報収集し、情報の提供をお願いする。
- ・ また、本人、家族に基礎疾患など特に注意が必要な職員もおり、テレワークなどの制度を活用し局全体で感染拡大防止に取り組む必要があると思っているので、引き続きよろしくお願いする。とりわけ濃厚接触者に該当しないとしても職場内で患者が出た場合など柔軟な対応を求めておく。
- ・ 熱中症対策について、ファン付き作業服やスポットクーラーなど対応していただいているが、公用車については年式が古い車もあり、シートの断熱材の劣化やエアコンの効きが悪い車両もある。特に公用車での作業後の移動中に関して熱中症になりかねない。年式が古い車両については買い替えも含め対応をお願いする。
- ・ 業務を行うにあたり必要となる免許・資格等の取得・受講については本市労働安全コンサルタントによる特別教育や安全衛生教育の開催頻度が多くなり、担当職員に尽力していただいているが、受講が必要な職員はまだ多くいる。その他の必要となる免許・資格等の取得・受講も含め引き続き対応をお願いする。また、関係法令の改正はたびたび行われており、情報収集、情報提供を積極的に行っていただきたい。
- ・ 局独自の作業環境を考慮した保護具類や機具機材・装備については、各職場で耐火性に優れた作業服や作業に必要な機具機材・装備は対応しているが足りていない職場もある。また、より機能性や効率性に優れた作業負担が少ないものへの更新もお願いする。
- ・ 先ほどの回答の中で「労働安全衛生面にかかわる事項については、事業主の責務として職員の安全と健康の確保を最優先に取り組むとともに、各職場と連携して、職場実態に即した適切な運用に努める」と示された。さまざまな取り組みを行っていくとのことだが、その取り組みが職場実態に応じており実行され、各職場に反映されなければ意味をなさない。より実効性がある取り組みをめざしていただきたい。
- ・ 改めて職員が心身ともに健康であることはもとより安全で安心して働ける職場環境の整備に取り組んでいただきたい。
- ・ また、働きがい、やりがいをもって業務を遂行することによって、より質の高い公共サ

ービスの提供ができると考えている。職員の士気向上、モチベーションアップに向けた取り組みも進めていただきたいので、よろしくお願いします。

(局)

- ・ 高齢期職員の働き方については、局としても安心して働き続けられる職場環境の整備は大変重要なことだと認識しております。定年引上げに関して新たな課題が明らかになり協議事項が生じた場合には誠実に協議していくとともに、局と実態を把握している各職場で連携し、必要となる職員の安全衛生対策をはじめ施設、設備、装置等の改善について予算の範囲内で柔軟に対応していきたいと考えております。
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、引き続き情報収集に努め情報の提供等、遺漏のないように対応していきたいと思えます。職員と家族が安心安全を最優先に、既存のテレワーク等の制度も活用していただきながら局全体で感染防止対策に取り組んでいきたいと思っております。
- ・ 熱中症対策については、引き続き情報の共有や情報提供に努めるとともに予算の範囲内で必要性に応じて修理や更新の対応ができるのではないかと考えております。免許取得、講習の受講等についても、遺漏のないように引き続き対応していきたいと考えております。保護具類や機具機材・装備については、不足している場合や機能性・効率性に優れたものがあれば予算の範囲内で必要に応じて対応ができるのではないかと考えております。
- ・ 総じて各種の取り組みが、より実効性のある取り組みとなるよう引き続き状況把握に努め、必要に応じて関係所属と連携を図り、さまざまな観点から検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(市従)

- ・ 繰り返しになるがさまざまな取り組みを実践して各職場・現場に反映できるよう求めておく。
- ・ ただいま回答をいただいた。支部として要求した 11 項目すべてが交渉事項である認識だ。本日、主に労働安全衛生について回答をいただいたが、労働安全衛生は最大の管理運営事項と考えている。支部から指摘されることなくしっかりと取り組んでいただきたい。
- ・ 職員の健康確保を最重要としているとあったが、特殊健康診断について入札のこともあるが 2 か月開けて次の受診となっている。受診の時期が遅れないように願います。
- ・ 休日勤務の取り扱いについてだが、回答では「取り扱いの変更」とあったが、これは変更ではなく制度に基づいた取り扱いにしたということだ。「変更した」とは何をどう変更したのか不明である。振替制度とは前 4 週、後 8 週に休日を振り替えるものであって、緊急で振り替えろと言われても前には振り替えられない。ということは制度が適用されていないということだ。われわれからするとそれは超勤抑制にみえる。職員の健康保持の観点から 36 協定を締結している。超勤抑制が目的であるならば 36 協定は不要である。年度末には 36 協定を締結しなければ超勤対応ができなくなる。36 協定が職員の

健康保持のためなのか、労働基準監督署に指摘されないためなのか明確にしていきたい。

- ・ 業務執行体制の構築について管理運営事項ではあるが、職制が構築している業務執行体制は「絵に描いた餅」で現場がまわっていない状況で現場同士の協力で自主管理自主運営でやっていることが非常に多くある。業務執行体制の検証を含め、技能統括主任会議等を開催していただいて職場実態の把握をしていただきたい。
- ・ 本日の回答に多くの意見を出さざるを得なかったのはこの間の取り組みができていなかったからではないか。われわれとしては日々が現業統一闘争である。連携しながらより良い職場環境づくり、より良い港湾局をめざして取り組んでいただきたいと考えている。本日の回答を履行することを確認して基本了承としたい。

(局)

- ・ 最後に局長からご挨拶を申し上げます。

(局)

- ・ 先日の台風 14 号の襲来時には休日夜間にもかかわらず突発的な対応いただき感謝申し上げます。その勤務の運用について伝えるのが遅くになり迷惑をかけて申し訳なかったと思っております。平時はもとより災害時には皆様の力が発揮されてこそ港湾の施設が維持できると思っております。その点は強みであると考えておりますので今後ともよろしくお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス対策について、皆様方は新規感染予防対策を行いつつ現場の第一線で日々業務に精励いただき厚く御礼申し上げます。
- ・ 先程の回答の中でもマスク着用、手洗い、こまめな換気といった職員への注意喚起や意識啓発などは引き続き行くと申し上げておりますが、どうか自分自身でも感染防止対策を実践いただくよう改めてお願いいたします。
- ・ 本日は、10 月 7 日に受けた要求書の申入れ事項のうち交渉事項について、当局より回答させていただきました。今回申し入れの労働安全衛生について、私達の責務として各種取り組みを立案しておりますが、立案するだけでなく現場で実践することで成り立っているものと思っております。今年度においては、残念ではありますが現時点で 7 件の公務災害申請事案が発生しており、再発防止策を講じ所属長として 0 件をめざすべきものであり、引き続き皆様方のご協力をいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 大阪港湾局の将来の直営体制について、民間事業者への一部業務委託化や業務執行体制の一部見直しを実施しておりますが、港を維持していくために培ってきた技術やノウハウは非常に貴重なものであるといった認識は変わっておりません。今後も限られた職員数でかつ年々高齢化していく中、現在の業務執行体制の充実・強化を図り、これまで培ってきた技術やノウハウが途絶えないようサポートし、将来的な採用を含め今後も直営事業の将来体制について議論を続けていきたいと考えておりますので、よろ

しくお願い申し上げます。

- 技能職員の臨時採用につきましても、今年度は7名の採用を行いました、新規採用凍結解除に向けて、関係局へ働きかけておりますので、よろしくお願い申し上げます。当局といたしましては、職制としての責任を果たすとともに、勤務労働条件にかかる交渉事項が発生した場合におきましては、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(局)

- 本日の交渉につきましては、以上をもちまして終了いたします。